

中国銀聯(China Union Pay「CUP」)
中国銀聯カードの取扱いに関する加盟店規約

第1条 (加盟店)

1. 加盟店 (以下「甲」という) とは、本規約を承認のうえ、イオンフィナンシャルサービス株式会社 (以下「乙」という) に加盟を申込み、乙が加盟を認めた法人又は個人をいう。
2. 甲は、本規約に基づき、乙の加盟店として、第2条に定めるカードによる信用販売を行うものとする。
3. 甲は、信用販売を行う店舗又は施設を指定の上、あらかじめ乙に届け出て承認を得る (以下乙の承認を得た店舗又は施設を「カード取扱店」という) ものとし、乙の承認のない店舗において信用販売を行うことはできないものとする。
4. 甲は、カード取扱店の見やすいところに、乙の定める加盟店標識を掲示するものとする。
5. 甲は、カード会員 (以下「会員」という) のカード利用促進のために、乙が個別の承諾を得ることなく印刷物等に甲の名称及び所在地を記載することを、あらかじめ異議なく認めるものとする。
6. 甲は、売上票、売上集計票、乙が認めたCAT (クレジット・オーソリゼーション・ターミナル) 等の端末機 (以下「端末機」という)、乙所定の商標等を本規約に定める以外の目的に使用してはならないものとし、また、これを第三者に使用させてはならないものとする。

第2条 (取扱いカード)

1. 甲は、次項に定める乙が取扱いを認めるカードを保有する会員がカードを提示して、物品の販売又はサービスの提供を求めた場合は、本規約に基づき信用販売を行うものとする。
2. 本規約において乙が取扱いを認めるカードは、中国银联股份有限公司 (以下「中国銀聯」という)、またはユニオンペイ・インターナショナル (以下「UPI」という) に加盟している中国及び中国国外の会社が発行し、中国銀聯、またはUPIが指定する所定の標識のあるカードとする。
3. 乙は、甲に通知することにより前項に掲げるカードの種類を追加、削除、変更することができるものとする。

第3条 (信用販売)

1. 甲は、割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法、犯罪による収益の移転防止に関する法律等の関係法令を遵守して信用販売を行うものとする。
2. 甲は、会員がカードを提示して商品の購入、サービス等の提供を求めたときは、本規約に従い、正当かつ適法な商行為にのっとり、会員に対し信用販売を行うものとする。
3. 甲は、信用販売を行う商品・サービスについて、あらかじめ乙の承認を得るものとする。
4. 甲は、商品券、切手、印紙、及び乙が別途指定した商品・サービス等については、信用販売を行わないものとする。

第4条 (信用販売の方法)

1. 甲は、会員からカードの提示による信用販売の申し込みがあったときは、端末機の使用規則及び取扱いに関する規定に基づき、すべての信用販売において端末機によりカードの有効性を確認し、信

用販売の承認を得るものとする。また、その場で会員に暗証番号の入力と署名を求め、カード記載の署名と売上票の署名、及びカード券面の会員番号、カード名義人と売上票の会員番号、会員氏名が同一であり、かつカード提示者がカード記載本人であることを、善良なる管理者の注意義務をもって確認のうえ信用販売を行い、所定の売上票の控え又は売上票に記載した内容を表す書面を会員に交付するものとする。

2. 売上票に記載できる金額は、当該売上代金（税金、送料を含む）のみとし、現金の立て替え、及び過去の売掛金の精算等を含めることはできないものとする。また、通常1枚の売上票で処理されるべきものを売上日の変更、金額の分割等により売上票を複数にすること、並びに売上票の金額の訂正はできないものとする。
3. 甲は、所定の売上票以外は使用できないものとする。また、売上票は甲の責任において保管し、他に譲渡できないものとする。
4. 何らかの理由（故障、電話回線障害等）で端末機の使用ができない場合は、甲は信用販売を行うことはできないものとする。この場合、いかなる理由であっても乙は甲に対する一切の責任を負わないものとする。

第5条（無効カード等の取り扱い）

1. 前条第1項の手続において以下の各号のいずれかに該当することが判明したときは、甲は、信用販売を行わず、当該カードを回収のうえ、直ちにその旨を乙に通知しその指示に従うものとする。
 - (1) 乙より当該カードが無効である旨の通知を受けたとき
 - (2) 明らかに偽造又は変造と判断できるカードを提示されたとき、もしくは破損したカードを提示されたとき
 - (3) 前条第1項の確認の結果、明らかに一致しないとき
 - (4) 信用販売の申込みが明らかに不審であるとき
2. 万一甲が前項に違反して信用販売を行った場合、甲は当該代金全額について一切の責任を負うものとする。
3. 紛失、盗難又は偽造、変造されたカードに起因する売り上げ等が発生し、乙がカードの使用状況等の調査協力を求めたときは、甲は、これに協力するものとする。
4. 甲が信用販売を行うにあたり、カードの有効性等に疑義が生じ、乙に対して調査協力を求めたときは、乙はこれに協力するものとする。

第6条（信用販売の拒否及び差別待遇の禁止）

1. 甲は、有効なカードを提示した会員に対し、正当な理由なく信用販売を拒否し、直接現金払いもしくは第2条で定める取扱いカード以外のカードの使用を要求すること、又は手数料等名目の如何を問わず、現金払いの顧客と異なる代金を請求する等会員に不利となる差別的取り扱いを行ってはならないものとする。
2. 甲は、乙から依頼があったときは、会員のカード利用状況等の調査に協力するものとする。

第7条（会員の支払い方法）

甲の取り扱う信用販売に係る会員の支払い方法は1回払いとし、取扱い金額は1円以上とする。

第8条（商品の引き渡し等）

甲は、信用販売を行ったときは、直ちに会員に対し商品の引き渡し又はサービスの提供を行うものとする。ただし、信用販売を行った当日に引き渡し又は提供することができない場合は、書面をもって引き渡し時期等を会員に通知するものとする。

第9条（立替金の請求）

1. 甲は、会員に対する信用販売により取得した売上を集計し、集計した代金を乙に請求し、乙は会員に代わりこれを立替払いするものとする。
2. 甲から乙に対する立替金の請求は、甲の端末機から信用販売データを伝送することによって行うものとする。
3. 甲及び乙は、毎日所定の時間並びに方法により、端末機に記録された第4条第1項の承認を受けた信用販売の件数、金額と乙が承認した信用販売の件数、金額の記録とを照合し一致を確認するものとし、一致しないときは、直ちに相手方に通知し不一致の原因を究明するものとする。

第10条（加盟店手数料）

甲は、前条第1項の信用販売代金額に対して乙所定の料率により計算した手数料を乙に支払うものとする。

第11条（立替金の支払い）

1. 乙から甲に対する立替金の支払いは、加盟店申込書（表面）に記載の締切日までの信用販売代金合計額より前条の手数を差し引いた金額を加盟店申込書（表面）に記載の支払い日に、甲の指定する金融機関口座に振り込むことにより支払うものとする。
2. 前項の支払いに必要な振り込み手数料は、乙が負担するものとする。

第12条（商品の所有権）

1. 甲が会員に信用販売を行った商品の所有権は、乙が前条の規定により当該信用販売の立替金を甲に支払った時に乙に移転するものとする。ただし、次条の規定に基づき信用販売が取り消しされた場合又は第14条第2項もしくは第15条第1項の規定に基づき立替払い請求が取消された場合で、すでに立替払いが行われているときは、所有権は甲が立替金を乙に返還した時に甲に復帰するものとする。
2. 甲が偽造カードの使用又はカードの第三者による使用等により、会員以外の者に対して誤って信用販売を行った商品の所有権は、乙に帰属するものとする。なお、この場合にも前項ただし書きの規定を準用する。

第13条（信用販売の取り消し）

1. 甲は、信用販売の取り消し又は解約を行う場合は、会員に対し直接当該信用販売代金額の支払いは行

わず、乙所定の方法により取り消し処理を行うものとする。

2. 前項の場合において、乙が当該立替金をすでに支払い済みであるときは、甲はこれを直ちに返還するものとする。また乙は、当該支払い額を次回以降の甲に対する 支払い金から差し引くことができるものとする。

第14条（会員との紛議等）

1. 甲は、信用販売を行った商品、サービス等に関する一切の責任を負担するものとし、会員からの苦情、相談を受けた場合や、会員との間において紛議が生じた場合には、速やかにその解決にあたるものとする。
2. 第1項を理由に会員が当該カード利用代金の支払いを拒絶した場合は、甲は、乙が甲に支払った当該立替金を直ちに返還する。当該立替金の支払が済んでいない場合は、乙はその支払を留保できるものとする。なお、第1項の紛議等が当該信用販売日に対応する締切日より60日を経過しても解決しないときは、乙は当該立替金の支払いを拒絶することができ、この場合、甲は当該信用販売にかかる立替払い請求を取り消すものとする。
3. 乙が関係法令に基づき甲又は甲による本規約に基づく取引等あるいは顧客からの苦情等その他必要とする事項に関して調査を要すると判断した場合には、乙は甲に 対して調査を実施又は要請することができ、甲はその調査に協力しなければならないものとする。

第15条（苦情等の処理）

1. 甲は、会員から申出のあった苦情等の処理に対し、誠実な対応をもって適切かつ迅速な処理に努めるものとする。
2. 甲は、認定割賦販売協会の消費者相談室、消費者センターその他の機関を介して苦情等の申出があった場合においても誠実な対応をもって適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

第16条（立替払いの拒絶）

1. 乙は、甲からの請求について以下の各号のいずれかに該当する場合は、承認番号の有無にかかわらず、立替金の支払いを拒絶することができるものとする。この場合、甲は、当該信用販売にかかる立替払い請求を取り消すものとする。
 - (1) 本規約に違反して信用販売がなされたとき
 - (2) 信用販売を行った日より60日以上経過して立替金の請求がなされたとき
 - (3) 中国銀聯、またはUPIに加盟している中国及び中国国外の会社が、正当な理由により当該売り上げに異議を唱えたとき
 - (4) その他立替金の請求の正当性に疑義が存するとき
2. 前項の場合において、乙が当該立替金をすでに支払い済みであるときは、甲はこれを直ちに返還するものとする。また乙は、当該支払い額を次回以降の甲に対する 支払い金から差し引くことができるものとする。
3. 乙は、甲からの請求について、第1項各号の事由に該当するおそれがあると認めるときは、調査が完了するまで当該立替金の支払いを留保することができるものとする。この場合、甲は、乙の調査に

協力するものとし、調査の結果乙が立替金の支払いを相当と認めるときは、乙は、甲に当該立替金を支払うものとする。なお、乙の調査により当該信用販売が行われた日より60日を経過しても立替金の支払いが相当と認められないときは、乙は立替金の支払いを拒絶することができ、甲は、当該信用販売にかかる立替払い請求を取り消すものとする。既に乙から甲に当該信用販売にかかる立替金が支払われている場合は前項のとおりとする。

第17条（地位の譲渡等の禁止）

1. 甲は、本規約上の地位を第三者に譲渡できないものとする。
2. 甲は、乙に対する債権を第三者に譲渡及び質入れできないものとする。

第18条（営業秘密等の守秘義務）

1. 甲及び乙は、本規約の履行上知り得た相手方の技術上又は営業上その他の秘密（以下「営業秘密等」という）を相手方の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供・開示・漏洩せず、本規約の履行以外の目的に利用しないものとする。
2. 前項の営業秘密等には、乙より甲宛に提供する事務連絡票の情報等が含まれるものとする。
3. 甲及び乙は、営業秘密等を滅失・毀損・漏洩等することがないように必要な措置を講ずるものとし、当該情報の滅失・毀損・漏洩等に関し責任を負うものとする。
4. 甲は本規約にかかわる業務処理等の一部又は全部を第三者に委託する場合、本条に定める義務のあることを当該委託先に周知し、かつ必要な管理を行うものとする。なお、当該委託先による本規約に規定する事項に違反があった場合であっても、甲は本規約に定める責を免れないものとする。
5. 本条の規定は、本規約による契約終了後においても効力を有するものとする。

第19条（個人情報の守秘義務）

1. 甲は、本規約の履行上知り得たカード会員の個人に関する一切の情報及びカード番号や有効期限情報などのカードに関する一切の情報（以下「個人情報等」といい記録・保存媒体を問わない）を秘密として保持するものとする。
2. 甲が前項の規定に違反して、個人情報等の紛失、漏洩等が発生し、又は発生するおそれが生じたときは、直ちに乙に報告するとともに、二次被害及びその他被害の拡大を防止するための適切な措置を講じるものとする。
3. 甲は、個人情報等を滅失・毀損・漏洩等することがないように個人情報の保護に関する法律及び経済産業分野ガイドライン（信用分野ガイドラインを含む）、金融庁ガイドラインを遵守するものとする。またこれらに定められる必要な措置を講じるものとし、個人情報等の滅失・毀損・漏洩等に関し責任を負うものとする。
4. 甲は、個人情報等をその責任において万全に保管し、本規約による契約が終了した場合は、直ちに乙の指示に従い廃棄するものとする。ただし、法令・社内規則等により、甲が当該個人情報等を一定期間保存する必要がある場合は、この限りでない。
5. 甲は、本規約にかかわる業務処理等の一部又は全部を第三者に委託する場合には、乙の事前の承認を得たうえで、十分な個人情報保護水準を満たしている委託先を選定し委託先に本規約における甲と

同等の義務を課す内容を含む契約を委託先と締結するものとする。なお、当該委託先による本規約に規定する事項に違反があった場合であっても、甲は本規約に定める責を免れないものとする。

6. 本条の規定は、本規約による契約終了後においてもその効力を有するものとする。

第20条（情報の収集、登録及び利用の同意）

1. 情報の収集・登録及び利用の同意

①甲及び甲の代表者は、本条第2項記載の目的の遂行に必要な範囲内で、本条第3項に定める範囲の情報を乙が収集し、利用することに同意する。

②甲及び甲の代表者は、乙が加盟する本条第4項の加盟店情報機関に本条第3項に定める範囲の内、当該機関の定める情報項目を登録すること、また、当該機関に登録されている情報があるときは、本条第2項に定める目的の範囲内で乙及び当該機関に加盟する会員会社（以下「会員会社」といいます。）がその情報を利用することに同意する。

2. 利用目的

割賦販売等に係る取引の健全な発達及び利用者等の利益の保護に資するために行う会員会社による加盟店審査並びに加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行及び取引継続に係る審査等のため。

3. 乙が収集・登録及び利用する情報の範囲

①割賦販売法第30条の5の2（同施行規則第60条）における包括信用購入あっせん関係販売契約等の勧誘に係る調査を行った事実並びに調査の内容及び調査事項。

②包括信用購入あっせん業者が信用購入あっせんにかかる契約を解除した事実及び事項。

③会員会社と甲との加盟店契約の申込を受けた事実とその加盟店審査の結果並びにクレジット取引を行った事実、その取引内容、取引の結果、会員会社・顧客に不当な損害を与える行為、その他取引に関する客観的事実。

④顧客から会員会社に申し出のあった内容及び当該内容について、会員会社が顧客などの関係者から調査収集した情報。

⑤行政機関、消費者団体、報道機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反又は違反するおそれがあるとして、公表された情報等）、及び当該内容について、加盟店情報交換センター（以下「センター」という）及びセンターの会員会社が調査収集した情報。

⑥センターが興信所から提供を受けた内容。（倒産情報等）

⑦前記各号に係る包括信用購入あっせん関係販売業者の氏名、住所、電話番号及び生年月日。（法人の場合は、名称、住所、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日）

⑧甲の代表者が他に経営参画する販売業者等について、センターに前記各号に係る情報が登録されている場合は当該情報。

4. 乙が加盟する加盟店情報機関

一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター

代表理事：松井 哲夫

住所：東京都中央区日本橋小網町14-1 住友生命日本橋小網町ビル 6階

電話番号：03-5643-0011

第21条（届出事項の変更）

1. 甲は、乙に対して届け出ている商号、代表者名、所在地、カード取扱店、連絡先及び指定金融機関口座等の重要事項に変更が生じたときは、速やかに乙に届け出るものとする。
2. 甲が前項の届出を怠ったことにより、相手方からの通知又は送付書類その他のものが延着もしくは到着しなかった場合は、通常到着すべき時に到着したものとみなす。

第22条（解約）

甲又は乙は、書面により3ヶ月以上の予告期間をもって相手方に通知することにより、本規約による契約を解約することができるものとする。

第23条（解除）

甲及び乙は、相手方が以下の各号のいずれかに該当するに至ったときは、何らの催告を要することなく本規約による契約を直ちに解除することができるものとし、これにより損害が生じたときは、その賠償を請求することができる。

- (1) 本規約に違反したとき
- (2) 営業に免許もしくは登録を要する場合に、これらの取り消しその他の行政処分を受けたとき
- (3) 自ら振出し又は裏書した手形、小切手が不渡りとなったとき
- (4) 強制執行、競売の申立て、保全処分又は滞納処分等を受けたとき
- (5) 破産、民事再生又は会社更生の申立てを受け、又は自らしたとき
- (6) 前三号のほか、信用状態に重大な変化が生じたと判断されたとき
- (7) 合併によらず解散したとき
- (8) 甲が本規約による契約の申し込みにあたり、虚偽の申請をしたとき
- (9) 乙以外のクレジットカード会社との取引を含め、甲が信用販売制度を悪用していることが判明したとき
- (10) 甲の商品、サービスもしくは販売方法等、会員からの苦情等その他の事由により、甲が乙の加盟店として不適當であると判断したとき

第24条（本規約による契約終了後の処理）

1. 本規約による契約が終了したときは、甲は、直ちに加盟店標識を取りはずすとともに、乙から交付されている白紙売上票その他の書類を乙に返却しなければならない。
2. 乙は、本規約による契約の終了後は、個別の了承を得ることなく相手方の商標、名称等を使用してはならない。
3. 第21条により本規約による契約が終了した場合、本規約による契約終了日までに行われた信用販売等は有効に存続するものとし、甲及び乙は、当該信用販売等を本規約に従い取り扱うものとする。ただし、甲及び乙が別途合意した場合は、この限りではない。
4. 乙は、前条により本規約による契約を解除した場合は、甲からすでに請求を受けている立替金について支払いを拒絶又は会員から当該代金の支払いを受けるまで甲に対する支払いを保留することができるものとする。

第25条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、次の各号に定める事項を表明し保証する。

- (1) 自己及び自己の役員並びに重要な地位の使用人又はこれらに準ずる顧問等（以下「役員等」という）が反社会的勢力（平成19年6月19日付犯罪対策閣僚会議発表の『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』に定義する「反社会的勢力」をいう。以下同じ）でないこと、また反社会的勢力でなかったこと
- (2) 自己及び自己の役員等が、自己の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用しないこと
- (3) 自己及び自己の役員等が反社会的勢力に対して資金を提供するなど、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと
- (4) 自己及び自己の役員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
- (5) 自己及び自己の役員等が自ら又は第三者を利用して相手方に対し暴力的な要求行為をしないこと及び法的な責任の範囲を超えて、不当な要求、相手方の名誉や信用の毀損又は相手方の業務を妨害しないこと
- (6) 本規約に関する業務の全部又は一部を反社会的勢力に該当する者に行わせないこと

2. 甲及び乙は、前項各号に違反する事実が判明した場合には、相手方に直ちに通知するものとする。また甲および乙は、相手方に前項各号に違反する事実が具体的に疑われる場合、当該事項に関する報告を求めることができるものとし、甲および乙は報告を求められた場合、合理的な期間内に当該事項に関する報告を行うものとする。

3. 甲又は乙は、相手方が本条の規定に違反した場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに本規約による契約の全部又は一部を解除することができる。

4. 甲又は乙は、相手方が本条の規定に違反したことにより損害を被った場合、相手方に対し前項に基づく契約解除にかかわらず当該損害について本規約に基づく損害賠償を請求することができる。なお、甲又は乙は、前項の規定により本規約による契約を解除したことにより相手方に生じた損害については、一切賠償する責任を負わないものとする。

第26条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、全て日本国法が適用されるものとする。

第27条（合意管轄裁判所）

甲と乙の間に紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。

第28条（協議事項）

本規約に定めのない事項並びに解釈上の疑義が生じたときは、甲乙双方協議の上、誠意をもって定めるものとする。